

## 速記録

### 淀川水系流域委員会地域委員会（第1回）

日 時 平成24年7月6日（金）

午後 3時 2分 開会

午後 5時21分 閉会

場 所 近畿地方整備局 大阪合同庁舎第1号館

新館3F A会議室

〔午後 3時 2分 開会〕

1. 開会

近畿地方整備局（河川計画課 課長補佐 成宮）

それでは、お待たせいたしました。ただいまより平成24年度淀川水系流域委員会地域委員会第1回目を開催させていただきます。本日、司会を務めさせていただきます近畿地方整備局河川計画課の成宮でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

審議に入ります前に、配付資料の確認及び会議運営に当たってのお願いをさせていただきます。

まず、配付資料ですが、「議事次第」、それから「配布資料リスト」「座席表」「淀川水系流域委員会地域委員名簿」「資料 - 1」「資料 - 2」、「資料 - 2」が「資料 - 2.1」「資料 - 2.2」がホッチキスどめになってございます。それから「資料 - 3」、「資料 - 4」としまして「資料 - 4.1」から「資料 - 4.7」までございます。それと、封筒とは別に「淀川水系流河川整備計画に基づく事業等の進捗点検に関する報告書」が平成21年から23年の3ヶ年分ということで、製本したものを積まさせていただきます。以上、合わせまして17点でございます。資料の不足等ございましたら事務局までお申しつけください。

続きまして、会議運営に当たってのお願いでございます。報道関係者の方のカメラ撮りは、この後の河川調査官の挨拶までとさせていただきます。発言の記録は、会議の進行に支障を来さない範囲でお願いいたします。会議中における一般傍聴者及び報道関係者の方のご発言は認められておりませんので、ご発言はお控えください。一般傍聴者からのご意見につきましては、委員会の後半でお伺いをする時間を設けております。また、近畿地方整備局のホームページや郵送でもお受けしておりますので、ご活用ください。携帯電話につきましては、電源を切るかマナーモードに設定し、会議中の私語はお控え願います。会議の秩序を乱す行為、または妨げとなる行為はしないようお願いいたします。会議の進行に支障を来す行為等があった場合には、傍聴をお断りしたり退室をお願いしたりする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

以上、円滑な審議の推進にご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、近畿地方整備局河川調査官の中込よりご挨拶申し上げます。

近畿地方整備局（河川部 河川調査官 中込）

近畿地方整備局河川調査官の中込と申します。本来ですと河川部長の名波が挨拶という

形になっておりましたが、本日、海外出張中のごさいます、代理ということで大変恐縮ですが、私の方から一言挨拶をさせていただきます。

委員の皆様方におきましては、ご多忙中ご出席賜りまして、まことにありがとうございます。また、このたびは委員の就任をお願いしましたところ、ご快諾賜りまして大変ありがとうございます。

淀川水系におきましては、平成21年3月に河川整備計画が、長期間にわたるさまざまな議論を経て策定されまして、現在は河川整備計画の策定段階から事業実施段階へと移っております。計画内容につきましては、P D C Aサイクルを考慮し、順次進捗状況を点検し、必要に応じて見直しを行うことが重要と考えておりまして、河川整備計画の中にも、このことを記載しているというような状況でございます。

これに伴いまして、淀川水系流域委員会の役割も変わるようになっております。これからの流域委員会の役割は、河川管理者が河川整備計画に基づき実施する事業や施策の進捗状況について、河川管理者が行う点検に当たって意見を述べ、河川管理者がそれに基づき必要な処置、改善をしていく展開につなげること。また、進捗点検結果や社会情勢の変化を踏まえ、河川整備計画の変更を行う必要が生じた場合には、河川管理者が示す河川整備計画の変更原案に対してご意見をいただくというようなこととなります。

これら淀川水系流域委員会のあり方につきましては、関係市町村長、流域委員会の元委員、一般の方々、さらに関係府県知事を対象に淀川水系流域委員会や淀川水系河川整備計画の進捗状況の点検のあり方に関するアンケートを実施しまして、さらに淀川水系流域委員会レビュー委員会のまとめ等々も参考にさせていただきながら、平成23年6月に淀川水系の新たな流域委員会の骨格として取りまとめ、公表しているような状況でございます。

この骨格に基づきまして、淀川水系流域委員会を委員の方々の専門性を有効に発揮していただけるよう、地域委員会と専門家委員会の2つの委員会として設置することになりました。委員の選定におきましても、学識者による推薦委員会を設置し、委員候補を推薦していただき、皆様に委員のご就任をお願いしたという次第でございます。委員の皆様方におきましては大変ご多忙の中、限られた時間での審議となりますが、忌憚のないご意見をお聞かせいただくとともに、今後ともご協力のほどよろしくお願い申し上げます、簡単ではございますが、冒頭の挨拶とさせていただきます。

以上でございます。

## 2. 委員紹介

近畿地方整備局（河川計画課 課長補佐 成宮）

引き続きまして委員のご紹介でございますが、時間の都合上、司会の方で順番に五十音順にご紹介させていただきたいと思っております。

安満委員でございます。

安満委員

どうぞ、よろしくお願いいたします。

近畿地方整備局（河川計画課 課長補佐 成宮）

上田耕二委員でございます。

上田耕二委員

どうぞ、よろしくお願いいたします。

近畿地方整備局（河川計画課 課長補佐 成宮）

上田豪委員でございます。

上田豪委員

よろしくお願いいたします。

近畿地方整備局（河川計画課 課長補佐 成宮）

亀井委員でございます。

亀井委員

よろしくお願いいたします。

近畿地方整備局（河川計画課 課長補佐 成宮）

失礼いたしました、小川委員でございます。

小川委員

よろしくお願いいたします。

近畿地方整備局（河川計画課 課長補佐 成宮）

志藤委員でございます。

志藤委員

よろしくお願いいたします。

近畿地方整備局（河川計画課 課長補佐 成宮）

須川委員でございます。

須川委員

よろしくお願いいたします。

近畿地方整備局（河川計画課 課長補佐 成宮）

多田委員でございます。

多田委員

よろしくお願ひいたします。

近畿地方整備局（河川計画課 課長補佐 成宮）

中谷委員でございます。

中谷委員

中谷です、よろしくお願ひいたします。

近畿地方整備局（河川計画課 課長補佐 成宮）

平山委員でございます。

平山委員

平山です、よろしくお願ひいたします。

近畿地方整備局（河川計画課 課長補佐 成宮）

古市委員でございます。

古市委員

古市です、よろしくお願ひいたします。

近畿地方整備局（河川計画課 課長補佐 成宮）

松岡委員でございます。

松岡委員

松岡です、よろしくお願ひします。

近畿地方整備局（河川計画課 課長補佐 成宮）

それでは、議事の方に移らせていただきます。

まず、議事の1番目でございます淀川水系における新たな流域委員会の枠組みでございます。事務局より提案をお願ひいたします。

### 3. 議事

#### 1) 淀川水系における新たな流域委員会の枠組み

近畿地方整備局（河川部 河川調査官 中込）

それでは、私の方から資料に基づいて新たな流域委員会の枠組みについて説明させていただきます。資料 - をご覧下さい。

先ほど冒頭の挨拶の中でも触れさせていただきましたが、淀川水系流域委員会につきま

しては通常の流域委員会とフェーズが少し変わっておりまして、整備計画を策定するというところまでは前回の委員会の中で既に終わっているような状況でございます。現在は、先ほども話をさせていただきましたように、整備計画に基づいて河川管理者たる近畿地方整備局が、各種事業を行っている段階となっております。この事業を進める際に事業実施者として毎年進捗点検を行っており、この進捗点検結果に関しまして、学識者あるいは地域で様々な経験を持たれている方々等々にご意見をいただくということで、新たな流域委員会を立ち上げるというような背景になっております。

ペーパーの方ですが、左側の上の方に「河川管理者（近畿地整）」と書いてあります。こちらの方は近畿地方整備局が行うことが記載されております。今申し上げましたように、進捗点検の実施を行っていく。それから、国土政策を見据えた立場で河川整備計画の変更案を提示する。もちろん、河川整備計画につきましては後ほど詳しく説明させていただきますが、今後30年ぐらいを目途に、どういう整備を行っていくのかというものを計画として策定しています。しかしながらやはり昨今の情勢からいくと30年も経つといろんな情勢が変わってくるわけで、その情勢に応じてフレキシブルに計画を変えていきたいと思っております。そのような変更案が近畿地方整備局で作られた場合には、それを提示させていただき、新たな流域委員会、あるいは流域における自治体の議論の場、それから関係住民等々の意見を踏まえて、必要に応じて計画を変更していくというようなことを近畿地方整備局の方で行っていくこととしています。

これに対しまして下の矢印ですが、「新たな流域委員会」ここで何をするのかという話ですが、繰り返しになりますが、大きく2つのことをお願いしたいと思っております。1つは近畿地方整備局が進捗点検をしたものに対してご意見をいただく、それから、もう1つは河川整備計画の変更をした場合には、それに対してご意見をいただくということが新たな流域委員会をお願いしたい事項となっております。

新たな流域委員会につきましては、その下の枠囲みですが、先ほど挨拶の中でも少し触れましたが、2つの委員会に分けて進めていこうと思っております。専門家委員会と地域委員会ということですが、もともとは学識者の方々からご意見をいただくというような話で流域委員会を進めておったところですが、これまでの淀川水系流域委員会では専門家のみならず地域での体験の中で培われた知識を有する委員にも参画していただいております。この地域での体験の中で培われた知識を有する委員のご意見につきましては、過去の委員会のレビューにおいても「非常に有効」との意見が多くありました。

しかしながら一方で混成するような委員会では専門的、技術的な議論が必ずしも十分にできないのではないかという反省点もありました。このような観点を踏まえ、今回の委員会につきましては専門家たる大学の先生などが集まる委員会とNPO活動等を通じて地域に詳しく、経験の中で培われた知識を有する委員が集まる委員会という形で、それぞれ10名ぐらいの委員構成で進めていく話になっております。

また、この2つの委員会に分けて進めていくのですが、もちろん、この2つの委員会でまったくベクトルの違う方向で議論を進めても仕方がないので、その下に「連絡調整会議」を設けて情報交換を行うこととしています。各委員会での審議の状況、どのような意見があったのか等々について情報交換を行いながら、2つの委員会をつないでいくというような構成で新たな流域委員会を進めていきたいと思っている次第でございます。

それから、「事務局：河川管理者」と書いてありますが、こちらにつきましては前回委員会と少し変わっているところでございまして、今までの委員会ですと事務局を第三者ということでコンサルタント等々にやっていただいていたところですが、委員会運営の効率化等々の観点から近畿地方整備局、水機構、それから、今日も来てもらってますが府県の方々にも入っていただきながら河川管理者が直接事務局事務を行うという形で委員会を運営させていただきたいと考えています。これらの話につきましては冒頭に申し上げましたように平成23年6月に新たな流域委員会の骨格という形で公表しておりまして、それに基づいてこのような形で進めていきたいと思っています。

説明は以上でございます。

近畿地方整備局（河川計画課 課長補佐 成宮）

続きまして、議事の2、規約について事務局より提案をお願いいたします。

## 2) 規約について

近畿地方整備局（河川計画課長 田中）

それでは、淀川水系流域委員会の地域委員会の規約についてご説明の方をさせていただきます。私、河川部で河川計画課長をしております田中と申します。どうぞよろしく願いいたします。

資料の方が「資料 - 2.1」と書いておりますA4縦のペーパーの方をご覧ください。先ほど中込の方からご説明をさせていただいたとおり、新たな枠組みにおける流域委員会の地域委員会の規約になりますので、そちらのご説明の方をさせていただきます。

規約の方は1条から8条までの8つの項目から成り立っております。

1条につきましては、名称でございますので割愛をさせていただきます。

第2条の方に、今回の委員会の内容といたしまして「（設置）」と書かれている項目を書かせていただいておりますので、少し内容を読み上げさせていただきます。「第2条 委員会は、委員が次の事項につき、意見を述べる場として設置するものとする。（1）淀川水系河川整備計画に基づき河川管理者が年度毎に実施する事業や施策の進捗状況の点検結果について意見を述べること」、これが1つ目でございます。2つ目が「淀川水系河川整備計画の変更を行う必要が生じた場合に、河川管理者が示す変更原案に対して意見を述べること」、こちらが委員会の内容ということで設置で述べさせていただいているものでございます。

第3条の方は、委員の皆様方についてでございます。「（委員会）」と書かれているところ、こちらについても読み上げの方をさせていただきます。「第3条 委員会の委員は、近畿地方整備局長が委嘱する。2. 委員会には議事進行を行う委員長及び副委員長を各1名置く。3. 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。4. 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。5. 委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。なお、委員の代理出席は認めない。6. 委員会は委員長が招集するものとする。」、こちらが委員会の内容でございます。

第4条の方は、先ほど中込の話にも出てまいりました連絡調整会議についてでございます。こちらについても読み上げの方をさせていただきます。「第4条 「専門家委員会」と「地域委員会」の連絡調整を行う会議（以下「連絡調整会議」という）が開催される場合には、委員長及び副委員長が出席するものとする。」

続きまして5条の方ですね、会議の情報公開についてでございます。「第5条 委員会は原則として公開する。その公開方針は別紙「情報公開方針【地域委員会】」によるものとする。」

こちらの情報公開方針につきましては、次のページの1枚目捲っていただきまして「資料 - 2.2」と書かれている別紙に書かせていただいております。ポイントだけご説明させていただきますと、この情報公開方針の（1）番、こちらが一般傍聴対象者についてでございます。傍聴対象者は基本的に制限をしないことを原則といたします。そして、実際に傍聴を希望していらっしゃる方につきましては、可能な限り希望者全員が傍聴できるようにする。ただ、一方で会場のキャパシティもございまして会場に入りきらない場合は先着順とする、このような形にさせていただきたいと思っております。また、一般傍

聴者につきましては、委員長の進行に従い発言することができるというふうな形で地域委員会ではしたいと思います。3つ目、議事の進行を妨げる行為や発言があった場合、委員長及び事務局において、こちらについては厳正に対応していくというふうなことにしたいと思います。

(2) 番の方が会議の開催の案内でございます。今回、第1回の案内の方は既にさせていただいているところではございますが、会議の開催の案内につきましては、まず報道機関に対して記者発表というふうな形で情報提供を行わせていただくのと、あわせて近畿地方整備局のホームページの方にも、その内容について掲載していくというふうな形にさせていただきたいと思います。

(3) 番、会議資料の公開。こちらにつきましては、本日使用いたしました会議資料につきましては、基本的には公開を原則というふうな形にさせていただいております。また、会議資料、そして本会議の議事録につきましては近畿地方整備局において供覧を行うという他、近畿地方整備局のホームページの方に基本的にはアップさせていただきたいというふうに考えております。会議資料自体につきましては可能な限りペーパーレス化に努めるというのと、また、その次のポツの方で、公開することが適切でないものについては非公開とすることができるというふうな形にさせていただいております。また、議事録につきましては、委員のお名前の方が入った議事録の方を作成させていただくという形にさせていただきたいと思います。また、議事録の内容につきましては、委員会の開催後、委員の皆様の方に確認の方を行いまして、確認の完了後に公表の方をさせていただくというふうな形にさせていただきたいと思います。こちらの方が情報公開の方針でございます。

すみません、前のページに戻っていただきまして、先ほどまでが第5条 情報公開についてでございます。

第6条につきましては「(事務局)」でございます。読み上げをさせていただきます。「第6条 委員会の運営は、中立性、透明性を確保しつつ、河川管理者が行う。2. 委員会の事務局は、近畿地方整備局に置き、関係府県河川部局及び水資源機構の関係部局がこれに協力する。」、このよう形で事務局の方を行っていきたいというふうに考えております。

第7条は「(規約の改正)」、第8条は「(雑則)」でございますので割愛の方をさせていただきます。

事務局の方から提案させていただく規約については、以上でございます。

近畿地方整備局 (河川計画課 課長補佐 成宮)

ただいま事務局より提案のありました新たな流域委員会の規約について、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

(特に意見なし)

特によろしゅうございますでしょうか。規約の方はご承認ということでよろしゅうございますでしょうか。

それでは、規約につきましては、本日7月6日より施行ということでよろしく願いいたします。

### 3) 委員長・副委員長選出

近畿地方整備局 (河川計画課 課長補佐 成宮)

続きまして、議事の3番目でございます委員長・副委員長の選任に移らせていただきます。委員長・副委員長は規約第3条3項により、委員の互選により選任いただくということになっております。互選の方法につきましては特に定めがございませんが、まず、委員長の方からということでさせていただきたいんですが、立候補、ご推薦等がございましたら、よろしく願いいたします。

近畿地方整備局 (河川部 河川調査官 中込)

すみません、事務局からですが、初めて顔を合わせる方も多々おられると思っており、また委員長や副委員長の選定につきましては、さらになかなか手が挙がりづらいものだとも思ってます。いかがでしょうか。ご案内の方とかおられて、この人だったらという話とかもしもあつたら。

このまま議事が進まないわけにはいきませんので、大変僭越ではありますが、事務局の案を述べさせていただきたいと思います。委員の皆さんは様々なご経験があり、事務局としてもなかなかこの人ということは言いづらい所ありますが、このような委員会をまとめていっていただくという観点で、行政経験等もおありで、このような委員会の運営なども数多くされていたと思われる中谷さんに委員長をお願いしたいと思っているのですが、中谷さん、いかがでしょうか。

中谷委員

皆さんがよろしければ。

近畿地方整備局 (河川部 河川調査官 中込)

皆さん、よろしいでしょうか。

(拍手)

近畿地方整備局（河川部 河川調査官 中込）

ありがとうございます。

近畿地方整備局（河川計画課 課長補佐 成宮）

ありがとうございます。それでは、中谷委員よろしく願いいたします。

続きまして副委員長の方も選ばないといけないんですが、まず立候補、ご推薦等、同じですかね、もしありましたらよろしく願いいたします。

近畿地方整備局（河川部 河川調査官 中込）

いかがでしょうか。

今回の委員会につきましては、先ほども規約の中でも話をさせていただきましたように、普通だと副委員長というのは委員長がけがされたりとか、出られないときに代理をするというのが主たる役割ですが、今回は専門家委員会と地域委員会の2つがありまして、そこでの意見交換、あるいは情報交換を行っていくという、もう一つの大きな役割もございます。そういう観点で通常の副委員長とちょっと違っているところもありますが、いかがでしょうか。

それでは、これも大変僭越ですが、事務局としましては京都災害ボランティアネットの志藤さん、NPO活動も積極的に行われており、NPO等をうまくまとめられているという話もお聞きしているような状況でございます。近畿地方整備局としては志藤さんに副委員長ということでお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

志藤委員

皆さん、いかがでしょうか。

志藤委員

では、よろしく願いいたします。（拍手）

近畿地方整備局（河川部 河川調査官 中込）

それでは、よろしく願いしたいと思っております。

近畿地方整備局（河川計画課 課長補佐 成宮）

ありがとうございます。

それでは、委員長は中谷委員、副委員長は志藤委員ということでよろしく願いいたします。

規約の第3条の2項に基づきまして、これからの議事進行の方は委員長にお任せしたいと思います。中谷委員長、よろしく願いいたします。お席の方を真ん中にご用意していま

すので、ご足労ですけど移動お願いします。

(中谷委員長、委員長席につく)

中谷委員長

失礼します、中谷でございます。大変僭越ではございますが、大役を仰せつかりましたので、甚だ力不足ではございますけども頑張って務めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

皆さん、ご承知のとおり、この淀川水系には琵琶湖という大きな貯めものがありまして、他の水系にはない特徴があるかと思えます。そうした大きな淀川水系の中で、これからも説明があるかと思えますが、さまざまな施策が取り組まれております。我々、地域委員としては、そうした施策それぞれについて淀川水系にどういう効果をもたらすものなのか、また、どういう役割を持っているかというところをまずよく理解していくことが大事かなというふうに思っています。そして、この流域委員会に与えられた、先ほども説明がありました2つの目的について、委員の皆さんの活発な議論、意見交換が進められればなというふうに思っておりますので、どうぞ、ご協力いただきますように、よろしく願いいたします。

それでは、議事の方を進めさせていただきます。

それでは、河川整備計画についてというところで事務局より説明をお願いします。

#### 4) 淀川水系河川整備計画について

近畿地方整備局 (河川計画課長 田中)

それでは、淀川水系河川整備計画の概要につきまして進捗点検の説明に入る前に、簡単に整備計画についてご説明の方をさせていただきたいと思えます。資料の方は、お手元の「資料 - 3」と書かれておりますA4の横のカラーの資料の方をご覧ください。

淀川は河川整備計画を平成21年3月に策定をさせていただいております。この整備計画では策定よりおおむね30年間で実施する施策の方が書かれておりまして、実際、事業なり施策を実施していくに当たっては、こちらの資料の1ページに書かせていただいているような6つの目標に対して、具体的な施策の方を実施していくこととしているところでございます。

この目標について簡単にご説明をいたしますと、1番「人と川のつながり」というふうに書かれております目標に書かれていることなんですけれど、多くの人々が川への関心を高め、そして川にふれ、川のことをともに考えられるような関係を構築する、こういうこ

とを目的にいたしまして人と川とのつながりを持てるような施策を行っていく、これが1番目でございます。

2つ目が健全な生態系が持続可能な社会に対していわば必要不可欠であるという認識のもとで、こういう多様な生物の生育環境というものを保全、そして再生を行っていくための河川環境を整備していくような取り組み、そのための具体的な施策、こういうのをやっていくのが2つ目でございます。

3つ目が治水そして防災というふうに書かせていただいておりますが、淀川の整備計画では流域全体の治水安全度の向上、これを基本といたしまして、いかなる洪水に対しても、氾濫による被害を軽減する、そして最小化する、そのためのソフト施策、そしてハード施策、こういうのを両面的に取り組んでいく、これが治水・防災の目標でございます。

4つ目が利水というふうに書かせていただいております。利水につきましては、まずは効率的な水利用というのをしっかりと図りつつ、一方で気候変動等で将来の渇水リスクというのもございますので、これに対する備えを行っていく、こういうことを目標にした利水。

そして、5つ目が利用ということで、川とまちが一体となった河川整備というものを目指していく。これが5つ目の利用でございます。

最後に6つ目ですが、維持管理というふうに書かせていただいております。近年では課題になっております老朽化している河川管理施設、これが非常に増大しているところがございますので、こういう老朽化する河川管理施設に対しまして効率的、そして効果的な河川の維持管理を行っていく、こういうことを目標にいたしました維持管理。

あわせて、この6つの目標に対してこの30年間で先ほどからご説明させていただきました目標をどんどん達成していく、これが淀川の河川整備計画の構成になっております。

これより、これらの各々の目標につきまして、具体的な対策について簡単にご説明をさせていただきます。

1ページ捲っていただきまして、2ページ目をご覧ください。2ページ目が先ほどの 番と書かせていただいております「人と川とのつながり」でございます。左の方に現状の課題の方を書かせていただいておりますが、過去、河川というのは普段の住民の生活の場、こちらの左の写真にあるように水浴びであったり洗濯の場であったり、そういう生活の場として、そして災害時においては、その脅威の対象として住民の生活というものの身近な場所に淀川はあったものでございます。

ただ、一方、現在ではライフスタイルの変化でございますが、例えば水道が整備されて、ちょっと水が遠くなってしまったとか、河川の改修の方が進んで安全になっているというふうな危機感の減少などから、今まで地域の文化や水防活動、そして川辺のにぎわいなど、地域の共有財産として守り、そして育まれてきた川と人のつながりというのが、この真ん中の下の方にあるようなアンケート結果でもわかりますとおり、住民の意識というのがどんどん失われているというふうな状況でございます。

これらに対して具体的な対策といたしまして、右の方に書かせていただいておりますように、「川と人をつなぐ」「川とまち・地域をつなぐ」、このように例えば川と人をつなぐであれば、「住民参加推進プログラム」というふうに資料には書かせていただいておりますが、将来を担う子どもたちを対象とした体験学習や、こちらの写真にあるようなボランティアによる清掃活動、こういうを通じた住民参加型の推進プログラムを実施していくとか、この真ん中の方に書かせていただいておりますような行政と住民をつなぐというふうな役割を持っていただきたい河川レンジャーの皆さんの活動の支援などを行っていく、このような多く人が川への関心を高めるための施策というものをどんどん実施していきたいというふうに考えております。

また、あわせて右の上の方に書かせていただいておりますような、淀川をより利用しやすくするためというふうな観点で地方公共団体の皆さんと連携して、実際に川に来たときに必要不可欠であるような、例えばトイレだとか、こちらにありますようなスロープだとかベンチだとか、そのような必要最低限の施設の整備を行ったり、淀川の歴史や文化というのを、より身近に感じていただくための散策路のような小径を整備したり、そのような施策を進めているところでございます。

また、右下の方に少し書かせていただいておりますが、「災害時の川と人とのつながりの構築」というふうなことで、災害に対する危機感というのを住民の皆さんに持ついただくために、既往の洪水の水位や実際の水の出水時の避難経路などの情報を市街地に看板として設置するような、「まるごとまちごとハザードマップ」というふうな施策を淀川の方で展開をさせていただいているところでございます。

このような具体的な対策の方から、先ほどの現状の課題でありました「人と川をつなぐ」というのを附加させるような取り組みの方を河川整備計画の中では実施していく。そして、現在実施しているところでございます。

次のページを捲っていただきまして3ページでございます。3ページは「河川環境」と

ということで、整備計画の方で目標にしております河川環境のための取り組みの方を幾つか示させていただいているところがございます。

現状の課題ということで、左の方に書かせていただいておりますが、基本的には河川の改修なんかでワンドやたまりなんかの減少や、堰などによる縦断方向への不連続性などから、河川形状が少し河川環境に対して課題があるんじゃないかというふうな視点だとか、この次のページは水位変動というふうに書かせていただいておりますが、主にダムや堰などによる流況の平準化に伴いまして、水位変動の方は川本来の自然の状況から少し影響が出ているんじゃないかというふうな課題から、それらに対応するための具体的な対策の方を河川整備計画の中では行うこととしているところがございます。

具体的には3ページの右の方、こちらが3ページの左に書かせていただいております現状の課題に対する対応の部分でございます。こちらにつきましては、右の方に書かせていただいておりますのが生態系の再生のためのワンド整備を行うということで、整備計画の中では「ワンドの倍増計画」ということで、現存するワンドの数を倍増させるための計画というのを鋭意進めているというふうなところと合わせまして、右下の方に書かれておりますような河川の連続性というものを確保するために、横断方向につきましても河川敷の切り下げによる水陸移行帯の創出だとか、堰などの横断工作物につきましては、それを撤去したり魚道を新たに設置したり、今ついている魚道を改良したりだとか、縦断方向、横断方向、両方向につきまして生態系というものが移動できるような環境づくりの取り組みの方を具体的に行っているところがございます。

次の4ページの方は、川本来の水位変動というものを取り戻そうというふうな取り組みでございます。右の方に書かせていただいております具体的な対策、「川のダイナミズムの再生」というふうに銘打たせていただいておりますが、堰などによる人工的な水位変動の影響というものを軽減するために治水、利水、これらに対する影響というのは考慮しつつになりますが、でき得る限り自然の水位変動リズムに近い操作というものを淀川大堰、そして瀬田川の洗堰で行うこととしているところがございます。

具体的には右の真ん中の方に書かせていただいておりますとおり、淀川大堰につきましては、洪水時の水位変動や攪乱というものを増大させるために、春季から夏季にかけて平常時の水位というものをおおむね50cmほど低く維持した上で、自然の水位変動に近い操作を行うというふうな取り組みの方を行っているところがございます。

下の方に書かせていただいておりますのが、琵琶湖の下流でございます瀬田川の洗堰の

試行操作でございます。洗堰では、琵琶湖の沿岸で産卵する魚を保護するということを目的といたしまして、非洪水期において降雨時の湖面の水位上昇というのが魚類の産卵を誘発させるというふうな可能性を考慮いたしまして、沿岸部のヨシ帯の冠水時間というものを増加させることを目的として、でき得る限り上昇した水位の方を長く保つような取り組みというものをやっているところでございます。このような川本来のダイナミズムの再生のための取り組みというものを整備計画の中ではやっているところでございます。

次のページに行ってくださいまして5ページでございます。5ページの方が治水、そして防災に関する取り組みでございます。

淀川におきましては、こちらの水系の特徴の方に書かせていただいておりますが、大きく中上流部の流下能力の不足、そして浸透や侵食などに対して脆弱な堤防が存在している。そして、施設管理能力を上回る洪水に対して、どういふふうに対応していくのかという危機管理体制の構築というふうな、大きく3つの課題がございます。河川整備計画では、それらに対応するために、この真ん中のところの「治水・防災対策の考え方」のところ書かせていただいておりますが、大きく3つの考え方で治水・防災の取り組みの方を進めているところでございます。

1つ目が、戦後実際に体験したすべての洪水を安全に流下させるということを目的といたしまして、河道掘削だとか洪水調整施設の整備なんかによる、一般的に言われる量的な対策ですね。量的な河川改修の取り組みというものをしっかりと実施していく、これが1つ目でございます。

2つ目につきましては、全川の堤防におきまして、先ほどの課題の方にございました浸透や侵食などに対して脆弱な堤防、これらをしっかりと堤防強化を行いまして安全な堤防にする、このような質的対策をしっかりと行っていく、これが2つ目でございます。

3つ目が施設の能力を上回る洪水が万が一発生したときにおきまして、被害を最小化するというふうな目的で危機管理体制というものをしっかりと構築して、そして今ある体制につきましても強化を行っていく、この3つの考え方で淀川の河川整備計画の治水、そして防災の対策の方を行っているところでございます。

この3つの具体的な取り組みにつきまして、少し細かく説明の方をさせていただきます。1ページ捲っていただきまして6ページをご覧ください。

6ページの方は先ほどの3つの対策のうちの1つ目、量的な対策の実施の取り組みでございます。量的な対策の方を実施するためには、こちらのページにございますとおり、まず

は淀川本川の治水安全度、下流の治水安全度を低下させないことをしっかりと考慮いたしまして、上下流バランスというものを考慮した河川整備の方を実施していくというふうな形になっております。

具体的には右の方の主な治水事業等を照らし合わせて見ていただきたいんですが、下流の淀川本川につきましては、流下能力のネック箇所でございます阪神電鉄のなんば線の橋梁の改築、そして上流の方で現在検証作業中の物も含まれますが、中・上流部で洪水調節施設の整備をしっかりと実施していくと。現在、治水安全度が低い中・上流部の整備を行うことによって発生する淀川本川への流量の増に対するキャンセルというふうなことをしっかりと進めていくと。そして、この進捗を踏まえながら具体的な課題でございました治水安全度が低い桂川だとか木津川の上流の河道改修、そして宇治川の琵琶湖の後期放流の対応等を具体的に実施していくというふうな形で河川整備計画の方を進めていくところでございます。

続きまして、7ページをご覧ください。7ページの方が先ほどの3つのうちの真ん中、質的な対策でございます。質的な対策で「堤防強化」というふうに書かせていただいておりますが、淀川におきましては、こちらの左の方に写真で「砂でできた脆弱な堤防（木津川）」というふうに書かせていただいておりますが、このように木津川に砂でできた堤防があると。脆弱な堤防が淀川本川ではたくさん残っているところでございます。このように脆弱な堤防につきましては、この右の方に「具体的な対策」の方で書かせていただいておりますとおり、しっかりと河川整備計画の中で全川にわたって脆弱な堤防の対策を完了させる、安全な構造にしていくというふうなことを整備計画の方で実行させていただくとあわせまして、左の「現状の課題」の下の方に書かせていただいておりますとおり、淀川の下流部におきましては、近年、熊野川の方でも代表されるように、現在、我々が想定しているよりも非常に大きな洪水が発生する可能性もございます。このような洪水が発生して、万が一堤防が決壊したときに非常に経済的そして社会的に被害が発生するということもございますので、7ページの「具体的な対策」の右の下にありますとおり、淀川の本川部分につきましては決壊しない堤防ということで高規格堤防の整備の方を順次進めていくというふうな形で質的な対策の方は進めさせていただいているところでございます。

続きまして、次のページを捲っていただきまして8ページの方が危機管理体制の構築、そして強化でございます。先ほどの高規格堤防のところにも出てまいりましたが、近年、地球温暖化に伴う気候変動と、さまざまな水害リスクの増大が懸念されているところです。

また、昨年度、台風12号で熊野川は非常に大きな洪水が発生しまして、計画規模を超えるような雨が発生しているところでございます。このような現在の施設能力を上回る洪水というふうなものが発生する可能性、これは別に淀川にかかわらず見られると思いますが、どこにおきましても非常に大きいところでございますので、このようリスクに対応するために、この右の方に書かせていただいておりますように、施設能力を超える洪水が発生した場合にでも被害を最小化するというふうなことを目的といたしまして、「具体的な対策」の左の方に書かせいただいておりますような住民の防災意識の向上のための防災教育だとか、洪水に対する危険性を皆さんに訴える啓発活動、このようなものをしっかりと行っていく。それとあわせて、「具体的な対策」の右上の方に書かせていただいておりますような水防活動、このような実際に堤防が決壊したときの対応というような取り組みにつきましても、しっかりと強化できるような仕組みづくり、こういうものをしっかりと実施していきたいというふうにご考えているところでございます。

また、これらのソフト的な対策とあわせて、右の下にございますが「地域で守る」というふうなことで、実際に川に流れ込む水をいかに流域で減らすかというふうな観点から、貯留や浸透を強化すると、こういう取り組みについて自治体を支援するという流域対策の方もあわせてしっかりと実施していくというふうな形とさせていただいているところでございます。

続きまして9ページの方をご覧ください、利水でございます。利水につきまして、「現状の課題」を左の方に書かせていただいておりますが、流域の水利用につきましては、一部で水利用の安定化が求められているような地域もございますが、一般的にはおおむね少子高齢化等におきまして水需要の方は減少しているところでございます。また一方で、左下の方に書かせていただいておりますとおり、地球温暖化に伴う気候変動の影響等におきまして、異常渇水の発生というものも懸念されているというふうな課題がございます。

これらの課題に対応するために、具体的な対応といたしまして右の方に書かせていただいておりますとおり、まずは、河川環境と調和した効率的な水利用をしっかりと促進していかうということで、効率的な水利用を促進するために「具体的な対応策」の右上の方に書かせていただいておりますが、水需要の面、そして水供給の両面からしっかりと対策に取り組んでいくと。水需要の面からは、水利権の見直しだとか節水を啓発していくというふうな対策。そして、水供給の面からは、既存施設を効率的に運用していただくとか、水利権を転用することで効率的な水利用を図る、このような取り組みをしっかりと行っていくの

とあわせまして、それでも不足するような地域につきましては、新規の水資源開発というものを行うというふうな形で河川整備計画では位置づけられているところでございます。

また、異常な渇水に対する備え、こちらは右下の方の「渇水への備えの強化」のところに書かせていただいておりますが、こちらにつきましてはソフト対策といたしまして、利水者会議等を通じてまして渇水時だけではなくて、平常時からもしっかりと意見交換を行うことで、渇水が発生したときの調整の円滑化を図れるような取り組みというのをしっかりと実施していくのとあわせまして、ハード対策といたしまして異常渇水対策容量ということで、異常渇水が発生したときの利水安全度の向上を図る取り組み、こういうのもしっかりと実施していくというふうなことが整備計画では定められているところでございます。

続きまして、1ページ捲っていただきまして10ページをご覧ください。10ページは利用の取り組みでございます。左の方に「現状の課題」を書かせいただいておりますが、淀川は、こちらの課題の四角囲みのところにも書かせていただいておりますが、過去、流域住民の憩いの場として、そして舟運等に伴う物流の場として住民の皆さんによる利用がなされていたところでございます。ただ、一方では、近年人工化された河川敷などにより、川とまちが分断されているというふうな状況や、皆さんも御存じのとおり舟運につきましては、過去の物流等につきましては余り活用されていないような状況にある、このような現状の課題がございます。

これらの課題に対応するために、この右の方に「具体的な対応策」で示させていただいておりますが、右下に書かれておりますように、まずは住民の皆さんが近づきやすい川、楽しめる川にするというふうなことを目的といたしまして、より川に来ていただきやすくするためのアプローチ施設の整備だとか、NPOの皆様方と連携した環境学習、このような取り組みをしっかりと行うことで、多くの方が利用しやすく、そして集うことができるような工夫をしっかりとやらせていただく、これが1つ目でございます。また、「具体的な対応策」の上の方に書かせていただいております「舟運の活性化」ということで、物流とかの面では少し衰退をしているところがある舟運でございますが、新たな役割というふうな観点に、例えば災害時の活用だとか、観光、このような新たな役割という観点で淀川の舟運の振興をしていくというふうな目的のもと、航路の確保のような舟運の振興のための施策の方をしっかりと実施していくというふうな取り組みの方を進めているところとしております。

最後に、次の11ページ目をご覧ください。最後が「維持管理」でございます。左の「現状

の課題」の方に書かせていただいておりますが、皆様もご存じのとおりかと思いますが、高度経済成長期に整備された河川管理施設というものが、今後、急速に老朽化していくというふうな課題が全国でも叫ばれている中、また一方で予算の方が限られている、このような中、いかに効率的で、かつ効果的な維持管理というのを実施していくことができるか、これが維持管理の面での一番大きな課題でございます。

これに対応するために、右の方の「具体的な対応策」の部分に書かせていただいておりますが、河川の維持管理というものを実施するに当たって、右の上の矢印でかかせていただいておりますように、調査、分析、対策というP D C Aというふうなサイクル型の河川管理をしっかりとやっていく。そして、そのサイクル型の河川管理の中でライフサイクルコストの最小化を図っていく、そのような取り組みの方をしっかりと行うことで、維持管理費用の縮減だとか、効率的な河川管理の方をしっかりと行っていく、そのような取り組みを進めていくというふうなところございます。

また、下の方に書かせていただいておりますが、ダムにつきましても、既設ダムの維持管理のために堆砂除去の費用を削減していくという大きな目的を達成するために、現在、検証作業中のダムではございますが、川上ダムにおきまして、他のダムの堆砂除去のための貯水位低下、これらを代替するための容量の方を確保して、効率的なダムの維持管理を行う、このような取り組みの方もしっかりと行っていくというふうなことが淀川の河川整備の中では位置づけられる、そして実施しているところでございます。

概要でございますので駆け足ではございましたが、淀川の河川整備計画で、この6つの目標の中で実施している主な施策の方を説明させていただきました。

以上でございます。

中谷委員長

はい、説明ありがとうございました。今、整備計画の6つの観点、お手元には整備計画の冊子自体が配られておりますが、そのエキスのところを説明していただいたというところですか。

この整備計画の中で委員の皆さん方から、ここはどうだったとか、何かそういうご質問なりありましたらいただければと思いますが、いかがでしょうか。ちょっと見返していただいている間に、先ほどの治水のところでは文字にはなかったんですけど、琵琶湖の後期放流という一言をお話しいただいたんですけど、かいつまんでどういうことかというところをご紹介いただくとかはどうでしょうか。

近畿地方整備局（河川部 河川調査官 中込）

それでは、私の方から。5ページを見ていただきたいと思います。冒頭、中谷委員長の方からも話がありましたが、淀川水系は様々な特徴がありまして、その中の最も大きな特徴としては、上流に広大な琵琶湖を有しているというところでございます。5ページの左上のところに、流域図が記載されていますが淀川流域内に降った雨は琵琶湖、あるいは各河川を通じて下流に流れていきますが、この琵琶湖というのが降雨のいわゆる緩衝材になっているわけです。何が言いたいかという、言葉は余りよろしくないのですが、わかりやすく言ってしまいますと、琵琶湖は淀川水系にとって洪水調節施設、ダムと同じような役割をもっているということです。琵琶湖流域は淀川流域の半分以上も占めるのですが、ここに降った雨はいったん琵琶湖に入って、そこで時間差を経て下流に流れてくることとなります。

淀川水系の洪水対策においてこれを考慮して考えられており、もう少し具体的に言いますと下流域に降った雨については概ね2日か3日ぐらいで海まで流れていくということになりますが、琵琶湖流域に降った雨は琵琶湖から出ていくのに4日とか5日とか、それぐらい時間がかかるという形になっております。この機能をうまく利用するため、琵琶湖の出口の瀬田川に洗堰という施設を作り、この施設の操作を行いながら、この時間差をうまく利用して洪水を安全に流すというような運用をしています。

時間差が起きるということは、どういうことかという、降雨があると初めに下流域の水位が上がるということになります。琵琶湖については、その後ゆっくりと水位が上がってきます。従って洪水の初期においては、下流を助けるために、琵琶湖からの放流を抑えるといった運用をしているわけです。雨がやんだ後は、下流域については水位が下がってきますが、今度は琵琶湖の水位が上がってきますので、琵琶湖の水位を適切に下げることが出てきます。この操作を琵琶湖の後期放流と言っております。降雨が降った後に琵琶湖の水位を速やかに下げること淀川水系の流域全体の治水対策としては非常に重要であり、この琵琶湖の後期放流対策というものを淀川水系においてはこれまで長い間続けてきております。まだまだ終わってないような事業もございまして、これらの対策を淀川水系整備計画の中に位置づけて、今後30年の間に一定の後期放流ができるようにというようなことを整備計画の中に位置づけているというような状況でございます。

すみません、もしかしたら私よりも委員長の方がよく御存じかもしれないので、間違えてたら、よろしく願います。

中谷委員長

とんでもございません、管理者さんから説明をいただくのが大事だと思っています。ありがとうございました。委員の皆さんにもご理解いただけたかなと思います。そういうことになると、また関連して宇治川の堤防へ長期間、いろいろ水位の高い状況が続くとかいうことにもなったりして、なかなか複雑な問題ではあるんですが。

委員の皆さん、どうでしょうか。今この整備計画の内容をかいつまんで説明をいただいたところですが。

もし何でしたら続いて、この委員会の大きな役割であります進捗点検、その進め方について説明をいただいて、また、ご質問等がありましたら、その中であわせて伺うことにしたいと思いますので、そうしましたら事務局の方から議題の5になります進捗点検の進め方についてというところの説明をお願いします。

#### 5) 進捗点検の進め方について

近畿地方整備局（河川部 河川調査官 中込）

それでは、私の方から資料 - 4の方で説明させていただきます。

まず、資料 - 4.1の話ですが、それに入る前に先ほど少し説明をし忘れてしまいまして、資料 - 1で新たな淀川流域委員会の枠組みというのを説明させていただきましたが、その中に年3回程度開催予定ということに記載させてもらっております。こちらにつきましては、委員会でのより密な議論、これは確かに必要ではありますが、やはり効率性という観点から、ある程度目安を持って進めていくべきだという意見が前回までの委員会の中で出てきています。前回委員会についてはいい点、悪い点、両方ともあったと思いますが、その中の一つのポイントだと思っています。このような観点から、今回新たな流域委員会は途中で審議を打ち切るなんてことをするつもりは毛頭ありませんが、一応、地域委員会、専門家委員会、それぞれ3回から4回ぐらい、この辺のところを念頭に置きながら進めていくという形で進めていきたいと思っている次第でございます。

それを念頭に資料 - 4.1の方を見ていただきたいのですが、進捗点検の進め方についてフローチャートにしております。一番上の四角、「進捗点検実施 進捗点検報告書作成（河川管理者）」、近畿地方整備局のことですが、ここに書いてありますが、この進捗点検実施報告書作成は、一応一通り近畿地方整備局の方で終わらせているような状況でございます。

平成21年3月に淀川水系河川整備計画が策定されまして、そこからかれこれ3年、4年経

過しているような状況でございます。毎年、毎年どれだけ進んでいるのかということを経年報告書という形でまとめています。現在まで21年度分、22年度分、23年度分の3年度分ありまして、厚い資料となっておりますが皆さんのお手元に積ませていただいております。先ほど整備計画の説明をさせていただきましたが、整備計画の内容を説明するだけでもかなりのボリュームがあるような状況です。これに加えて、毎年の進捗点検というものをまとめると、どうしてもこのようなボリューム感のある資料構成になるということです。

このような状況を踏まえて、今回の淀川水系流域委員会では、大きく2点、お願いしたいと思っております。1点目は、「河川管理者が実施する事業や施策の進捗状況の点検結果」、具体的にはこの3冊の厚い資料になりますが、これについて近畿地方整備局で説明させていただき、この説明なども踏まえて進捗点検結果についてご意見をいただく、これが1点目になります。

簡単に言葉でいうとこのような説明になりますが、実際にはどのような意見を言ったらいいのかというのは、なかなか難しいところがあるかもしれないとも思っています。我々としては何か意見を縛るとか、そういうことは全然考えてなく、本当に感じられたことを言っていただければいいと思っておりますが、たとえば点検結果を踏まえてさらに積極的に進めていくべきではないかとか、また進めるに当たっての留意点、例えば、こういうところに注意しながら今までやってきたかもしれないが、もう一つ、こういうところにも注意した方がいいのではないかといった観点。あるいは事業を進めるに当たって様々な課題があり、そのようなことも説明をさせていただこうと思っておりますが、その課題解決にあたってのサジェスション、このようなところをご意見という形で伺えると、非常に我々としてもためになるかなと思っている次第でございます。これが1点です。

それから、もう1点、進捗点検につきましては、毎年このようなまとめをしておりますが、実際にまとめてみると非常に難しく、どういう形で整理をすれば我々が行っていることを理解していただけるのか、あるいは点検できるのか。点検するに当たっては経年的な点検も必要で、同じような指標で見ること大事であるといったことなど、かなり悩みながら進めているような状況でございます。

実は、この点検方法については、前回の淀川流域委員会の中でも一部議論をされており、それを踏まえた形で今回の報告書をまとめていますが、やはりものにしてみると、本当にこれで十分なのかと我々としても思うところが実はあります。やりながら少しでもよくしていこうと思っております、そういった観点から2点目、この点検の進め方についても

ご意見をいただきたいと思っております。このようなまとめ方の方がわかりやすいのではないのかというような話であるとか。このような2点について、ご意見をいただきたいというのが大きな話になっています。

具体的な流れですが、第1回淀川水系流域委員会、これは本日の話です。進捗点検の進め方について、もう少しお話しさせていただきますと、先ほど来、話をしていますように整備計画についても、その進捗点検結果についても結構なボリュームになっております。これを効率的に行うためにはどのように進めていけば良いのかということも悩みどころで、今回、我々の方からこのように進捗点検の議論を進めていったらいいのではないかということをご提案をさせていただいて、それについても今日ご議論いただければいいと思っております。

それから、具体的内容につきましては第2回、第3回の2回の流域委員会の中で進めていきたいと思っておりますが、先ほども話したとおり、かなりのボリュームになります。このため説明も一部に限られることになると思っております。意見については説明するところを中心にご議論いただきたいと思っておりますが、もちろん説明する箇所に意見を絞るつもりはありません。関連する事項、項目などについて、適宜ご意見いただければ良いと思っておりますし、このためにも大変恐縮ですが、お手元の進捗点検結果の報告書をお持ち帰りいただき、事前に見ていただいた上で第2回、第3回の委員会を効率的に進めていこうと思っております。

第2回と第3回の進め方につきまして、これも悩みどころではありましたが、琵琶湖、宇治川、桂川、木津川、淀川本川と地域毎に分けて、議論を進めるのではなく、整備計画の項目に合わせて治水、利水、環境などの施策の切り口で進めていきたいと思っております。第2回の淀川水系流域委員会では、治水と維持管理の分野、それから第3回の淀川水系流域委員会では人と川とのつながり、河川環境、利水、利用、この4分野、このような形で説明をさせていただき、ご議論をいただくという形で進めたいと思っております。

それから、議論していただいた、あるいはご意見をいただいた内容につきましては、やはりしっかり取りまとめて事業に反映していくというようなことが必要と思っております。地域委員会、専門家委員会のそれぞれで意見の取りまとめ、公表をしていきたいと思っております。またその結果を今年度の事業に反映できるものは反映して、それから大変恐縮ですが、ご意見をいただいた部分についても、やはりできること、できないこと、あるいは時間がかかることなどがあるかと思っております。意見を出した結果、どうなったのかと

いう話を、また次年度の淀川水系流域委員会の中で、報告をさせていただこうと思っています。次に資料 - 4.2「進捗点検に関する報告書について」という話がありますが、先に資料 - 4.3の方を見ていただきたいと思います。こちらの方は先ほど来、話をします報告書のサンプルを1ページ焼いてきたものです。「進捗点検に関する報告書の構成」ということで、このようなフォーマットで、それぞれの施策毎に進捗点検を整備局の方で行い、まとめているというような状況でございます。

上側は項目と施策の概要が記載されていますが、整備計画の項目、概要として先ほど河川計画課長の田中の方から説明があったような内容が記載されています。進捗点検結果の本体はその下の四角囲い「点検項目」と書いてある部分で、進捗点検にあたって、観点、指標というものを設定しています。例えば、ここで言いますと「住民参加推進プログラム」の策定状況について文言で記載すると共にその下「住民・住民団体（NPO等）との連携状況」につきましては、指標として「河川愛護活動等の実施内容・回数」というものを設定し、数値化できるものにつきましてはできるかぎり数値化するというので、グラフにして河川愛護活動の実施状況がどのように変わってきているのかを理解できるように整理しています。

右側に「3.点検結果」とありますが、こちらの方は進捗の状況がどうなのかということについて近畿地方整備局で思っているところを記載しています。

次に資料 - 4.2の方に戻っていただきたいのですが、先ほど私の方から観点、指標という話をしましたが、こちらについて説明させていただいているのが資料 - 4.2になります。「進捗点検に関する報告書について」ということで、流域全体の視点に立って、できるだけ効率的かつ具体的に進捗点検できるよう、項目、観点、指標の3段階に分けて整理をしています。

項目につきましては、こちらは河川整備計画の目次とリンクさせ、整備計画の目次に沿って項目というものを設定しています。

観点につきましては、設定した項目の目的や影響範囲は単一ではなく、点検を行うための視点も複数にわたっていることから、1つの項目を点検するにしても、例えば一つの事業を行うに当たって主として治水・防災の観点で進めているにしても、もちろん環境の観点からも考慮しなくてはならないといった話もあつたりします。設定した項目毎に様々な観点があると思いますので、点検するに当たっての観点というのを並べてみたのがこのところです。

それから、この観点に合わせて先ほども少し話をしましたが、できれば数値目標で示していくことが必要なんではないかというような議論もあり、設定した観点について施策等の具体的な進捗をできる限り数値化して表現した指標というのを設定しています。報告書ではこの項目、観点、指標の3段階で整理をしています。

河川整備計画の目次、項目、観点、指標については資料 - 4.4、A3版の折り込みで整理しています。この資料 - 4.4は簡単に言いますと、この報告書の概要版とも言えると思っています。

まず、左側に「河川整備計画の目次」というのが載っておりますが、こちらにつきましては先ほど河川計画課長田中の方から説明がありました河川整備計画の目次のとおりに項目を並べているような状況です。お手元に整備計画の本体もありますので、これも参照していただくと分かりやすいと思っています。少し概観していただきたいのですが、4.1.は「人と川とのつながり」、これが整備計画の第1項目になっております。2項目目は2ページ目、4.2.ということで「河川環境」。それから3ページ目に「治水・防災」、4ページ目に「4.4.利水」、「4.5.利用」、最後に「4.6.維持管理」ということで、施策別に大きく6項目で切り分けています。

1ページ目に戻っていただきまして、例えば「人と川とのつながり」につきましては、整備計画の中でも4.1.2.で「日常からの川と人とのつながりの構築」、さらに、その下には小項目ということで「人と川をつなぐ」とか、あるいは「川とまち・地域をつなぐ」とか、このような形で段落構成がなされております。

その横に「点検項目」というのがございます。こちらにつきましては、先ほども話をしましたように、整備計画の目次とリンクさせるということで、点検に当たっては、この「人と川とのつながり」のところは大きく3つの項目、「日常からの川と人とのつながりの構築」、「洪水・災害時の人と川とのつながりの構築」、それから「上下流の連携の構築」、この3つを点検項目として設定し、その横に「観点」というのがありますが、「日常からの川と人とのつながりの構築」を点検するためには、どういう観点があるのかというのを書き出してみたのがここになっております。日常からの川と人とのつながりの構築を点検するためには、やはり住民参加というものが大事で、そのためには近畿地方整備局の方としても住民参加推進プログラムというものを進めておりまして、これがどのように進められているのかという話であるとか、住民、住民団体との連携状況はどのように行われているのか。あるいは、河川レンジャーという制度も進めておりますが、この進捗状況はど

のようになっているのか。一つ飛ばしまして、情報公開の観点なども日常からの川とのつながりの構築を点検するためには、必要な観点ではないか、それから、少し飛びますが、日常からの川とのつながりの構築については、ソフト対策を主体に話をしましたが、今の項目の中の下から4つ目、「小径（散策路）、「歴史文化薫る散歩道（仮称）」の整備状況」ということで、ハード的なものも関係してくるのではないかとということで、このようなものを観点として整理させていただいてます。

それぞれの観点毎に、その横に「指標」というものが記載されていますが、例えば「住民参加推進プログラム」の策定状況」に関しましては、「住民参加推進プログラムの検討内容」であるとか、あるいは住民団体との連携状況につきましては「河川愛護活動の実施内容・回数」であるとか、このようにできる限り数値で表現することを意識して指標をセットしています。

また今の「人と川のとつながり」の下のところ「河川環境」では、例えば河川環境の一番上の点検項目「多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承」という点検項目に対して、「琵琶湖・淀川水系の生態系の固有性および多様性の価値に関する保全状況」とか、「生態系・生物群種多様性の維持・回復に向けた取組」であるとか、あるいは「外来種対策の実施状況」等々を観点として設定しており、これに対する指標としては、例えば一番上の「生態系の固有性および多様性の価値に関する保全状況」のところだと、淀川水系特有の固有種ということでイタセンパラであるとか、あるいはナカセコカワニナであるとか、あるいはオオサンショウウオ、アユモドキであるとか、このような貴重種の生態を踏まえた環境再生の実施内容、あるいは個体数がどの様に変化しているのか、といったことなどを指標として整理しています。もう少し付け加えると外来種対策につきましては「外来種対策の実施状況」、あるいは「外来種問題の啓発内容・啓発活動の参加者数」であるとか、このようなことを指標として整理している状況です。

また河川環境につきましては、その他の点検項目として、「川本来のダイナミズムの再生」、「流域の視点に立った水循環、物質循環系の構築」、「流域管理に向けた継続的な施策展開」を設定しており、それぞれ毎に観点としては、例えば「川本来のダイナミズムの再生」でいきますと、流況とか位況の改善状況などを観点として設定しています。川本来のダイナミズムの再生と書くと難し目の話になりがちですが、簡単に説明すると川はもちろん雨が降れば川の水位が上がり、雨が止めば川の水位が下がってくるというのが普通の川の状況です。ここで治水のことを考えると、災害が起きないように、ある一定のと

ころ以上に水位が上がらないように様々な対策を組むのですが、余りにもそれをやり過ぎると固定した流況になってしまう、それが生態系にどのように影響が出てくるのかというところは我々としても非常に気にしなければならないところがございます、川本来の水位の上がり下がりできるだけ再現するような取り組みを行っています。指標のところを見ていただきますと、淀川大堰で作っている水位操作を川本来のダイナミズムの再生という観点で弾力的に運用している。あるいは瀬田川洗堰につきましても、同じように水位操作の改善等々をやっていきますので、その取り組み状況、取り組み結果、進捗状況などを整理しています。

3ページ目にいきますと、「治水・防災対策」ということで、こちらの方は点検項目としては「危機管理体制の構築」、「堤防強化の実施」、それから1つ飛ばしまして「高規格堤防（スーパー堤防）の整備」等々を整備計画の目次に合わせて点検項目ということで設定しています。それぞれの観点については、例えば一番上、「危機管理体制の構築」につきまちは観点として「破堤氾濫に備えての被害の軽減対策、避難体制の整備状況」を設定しており、その指標としては例えば「自治体、水防団、マスメディア等との情報共有のための情報伝達体制の基盤整備」などを設定しています。またその下の「ハザードマップの作成内容・作成済みの市町村数」、これもどの様に変化しているのか。それから、一番下には「水害に強い地域づくり協議会実施内容」でありますとか、それから少し上に行きますとハード対策のイメージですが「水防拠点整備の内容・箇所数」であるとか、このような内容を指標にしながら点検結果をとりまとめております。

点検項目の2つ目、「堤防強化の実施」におきましては、淀川水系においてはこちらの方も力を入れて進めています。前回の委員会の中では堤防強化をどれだけ進めていくのかといった点について、かなり議論になったところがございます、今後しっかり進めていくという話が整備計画の中で位置付けられています。この項目について、現在までどれだけ進めているのかというところはお示ししていきたいと考えています。指標として浸透、侵食対策をどれだけ進めているのかというような話、このようなところを指標としてまとめている状況です。また、スーパー堤防につきましても同様に整理している状況です。

また、「地震・津波対策」につきましても、昨年の中東大震災等々も踏まえて、地震対策も力を入れて進めていく必要があると考えており、必ずしもすぐに一朝一夕に進むというものではありませんが、これがどのように進んでいるのかなどについてお示しさせていただき、ご意見をいただきたいと考えています。

最後に4ページ目、「4.4.利水」につきましても点検項目は2つ。「環境に配慮した効率的な水利用の促進」という項目につきましては、「水利権の見直し、転用の実施状況」、あるいは「慣行水利権の許可水利権化の実施状況」等々を観点として設定し「環境に配慮した効率的な水利用の促進」については、具体の指標として、「見直しと転用のためのルール作り内容・件数」、それから「慣行水利権の許可水利権化の内容・件数」等々をまとめていくこととしています。

点検項目「湧水への備えの強化」につきましては、観点としては「水需要抑制の実施状況」「湧水対策容量の必要性と確保手法の検討状況」等々を設定し、指標としては「湧水対策会議の機能拡大」がどのように進められているのかなどを点検項目としてまとめています。

「利用」につきましては4項目、「川らしい利用の促進」「憩い、安らげる河川の整備」「まちづくり、地域づくりとの連携」「水源地域の活性化」という4項目に対して、観点は説明を省きますが、例えばバリアフリー化についてはどれだけ進んでいるか、環境学習などの実施内容、回数がどのように変化しているのか、あるいは水辺の拠点の整備状況はどのようになっているのか。ホームレス対策なども、その内容であるとか確認数であるとか、このようなことをこの報告書の中でまとめています。

最後に「維持管理」につきましても、これも大事な項目だと思っておりまして、項目は1点ですが、例えば指標の方になります。堤防・ダム・護岸の健康診断内容、あるいは補修内容や補修箇所数、あるいは一番下のところ、ゴミの不法投棄の状況であるとか、また河道内樹木の伐採内容とか伐採面積というようなところを指標としてまとめているというような状況でございます。

次に資料 - 4.5 をお願いします。今までの点検結果の概要を私の方でピックアップしながら簡単に説明させていただきましたが、項目を概観するだけでも、これだけ時間がかかります。内容について非常にボリュームがあるということが、本当に悩みどころで、なんとか効率的な進め方を考えたいと思っています。これをまとめたのが資料4.5 になっています。委員会の進め方については、ここに書いてあるとおり、流域委員会における説明は点検項目が非常に多数であるということから、議論をしていただく事業につきまして、環境、生活、景観等に大きな影響を及ぼす事業であるとか、あるいは大きく進捗した事業であるとか、あるいは滞っている事業、進め方について変更があった事業、このような観点から事務局としてこのようなところに絞って説明をさせていただき、その項目

等々についてご議論いただくというような形で進められないかなというふうに思っております。次第でございます。ここは少しご議論いただければいいと思っております。

今の件につきまして誤解のないように先にお話をさせていただきますと、項目をに絞って説明をさせていただき、それによって効率的に実施していくということを考えていますが、この絞られた項目しか議論しないということを考えているのではなく、説明の際に関連するものについても必要に応じてご意見をいただきたいと思っております。言い換えれば例えば河川環境のある項目について説明させていただいた時に、河川環境の別の項目の意見も述べていただいて全く構わないと思っております。

次に、資料 - 4.6 の別紙 - 2を見ていただきたいのですが、先ほどの別紙 - 1と同じものでございまして、ここに色づけをさせていただいております。ここでは整備局案として先ほどの資料4, 5の考え方で説明すべきと考えた項目を色づけしています。

「人と川のつながり」につきましては、河川レンジャーの取り組み状況などを説明させていただきながら、人と川のつながりについての点検結果について、その他の項目についてもご意見をいただきたいと思っております。

「河川環境」につきましても、イタセンパラの状況や対策がどのように進んでいるのかという説明をさせていただきながら、もちろんイタセンパラだけではなく、ナカセコカワニナ、オオサンショウウオ、その他外来種の話等もありますので、説明としてはイタセンパラの話を中心にさせていただきながらご議論をいただきたいと思っております

また「河川の連続性の確保」については、魚道の改良等々を説明させていただきながら、それに関連するような項目、「川本来のダイナミズムの再生」につきましては、淀川大堰であるとか瀬田川洗堰の弾力運用の状況を説明させていただきながら、これに関連する項目の議論。

「治水・防災」につきましては、危機管理体制につきまして、水害に強い地域づくり・協議会の実施内容や開催回数等々を説明させていただきながら危機管理体制の構築についての点検状況についてご議論。堤防強化については、侵食・浸透対策の実施内容を説明させていただきながら、これに関する点検内容についてのご議論。それから、「川の中で洪水を安全に流下させるための対策」ということで、この項目には河川改修などの量的改善、ダム事業が含まれており、指標としては、これらの対策を行うことによって水位をどれだけ下げることができたのかというようなところを示させていただきながら、これに関するご議論。「新設ダムの効果内容・洪水位の低下量」と書いてありますけども、こちらにつ

きましては、現在ダム検証ということで、個別ダム毎に検証を行っておりますので、これらの状況などについて説明させていただければと思っています。

4ページの方に行きますと、「利水」につきましては「環境に配慮した効率的な水利用の促進」ということで、慣行水利権の許認可の内容、件数がどのようになっているのか等々をご説明させていただきながら、これに関するご議論。

それから、「利用」に関しましては「川らしい利用の促進」という観点で、河川保全利用委員会の取り組み内容とか回数をご紹介させていただきながら、あるいは「憩い、安らげる河川の整備」ということでバリアフリー化の内容であるとか、あるいは散策路の整備状況であるとか、このようなことを説明させていただきながら、この辺に関するご議論。

最後に、「維持管理」につきましては河道内樹木の伐採等々もやっておりますので、この状況などについて説明させていただきながらのご議論というようなことでいかがと思っています。このぐらいの項目に絞った形でご説明させていただき、点検結果についてご議論をいただければいいのではないかとってはおりますが、最後に別紙 - 3を見ていただきたいのですが、今、私が説明した絞り込んだ項目を、もう一回並べ直したのがこのペーパーになっておりまして、第2回委員会で治水防災と維持管理、第3回委員会で人と川のつながり、河川環境、利水、利用とした場合、説明時間は概ねの目安で、例えば、第2回委員会の中では各項目毎に8分ぐらいの説明をしたとして、あるいは第3回委員会では、少し項目が多いので7分ぐらいで少し簡略化して説明しても、それぞれ各回とも大体1時間ぐらいの説明になってくるのではと思っています。これでもかなり多いような状況ではあります。やはり淀川水系河川整備計画自体、ボリュームがありますので、時間は厳しいですがこのぐらいの項目は我々としても説明させていただきたいと思っているし、このぐらいの項目についてご議論をいただく必要もあるのではと思っております。事務局としての提案でございますので、このような形で進めていきたいということに関してのご意見、それから、点検項目についても、この項目じゃなくてこちらの項目の方を説明して欲しいといった話などを残りの時間でご議論をいただきたいに思っている次第です。

長い説明ではありましたが、私の方から進捗点検の進め方に関する説明は以上でございます。

中谷委員長

ただいま調査官から説明をいただきました。いろいろ議論するところは多分大変たくさんあるんだろうと思うのですが、立て板に洪水のごとく一気に説明をいただいたので、な

かなかどこがどうやというのが難しいのですが。

また、説明になりますけども、例えば、人と川とのつながりを具体的に、渡していただいた報告書のこのページにはこういうふうに書きましたよねみたいな、一個だけでいいんで、ちょっと解説まではいかないですけど、例えば23年度の報告書の11ページ、14ページにはこういうことですわというようなところをちょっと補足していただいたら、より具体になるんじゃないかと思うので、お願いできますか。

近畿地方整備局（河川計画課長 田中）

一つだけ補足をさせていただきます。別紙 - 1の3ページ目の「治水・防災」の堤防強化のところを見ていただきたいと思います。別紙 - 1の方には「淀川水系における治水・防災対策」、そして「堤防強化の実施」という整備計画の目次の中に点検項目で指標等を書かせていただいております、一番右に「H23報告書記載ページ」が書かれております。こちらが平成23年度報告書の記載ページでございます、堤防の強化のところでございますと131ページというふうに書かれております。なので、皆さんのお手元の平成23年度報告書の131ページを見ていただいてよろしいでしょうか。130ページの方がいいですね、130ページ、131ページ、132ページ。130ページを捲っていただきましたら、皆さんのお手元の淀川水系の河川整備計画の方も該当のページが実は64ページになります。これを照らし合わせて見ていただければ、とてもわかりやすいかと思うんですが。

中谷委員長

要は整備計画の64ページ。

近畿地方整備局（河川部 河川調査官 中込）

進捗点検の方は130ページ、整備計画は64ページということです。

中谷委員長

同じやつが載っているということですね。

近畿地方整備局（河川計画課長 田中）

この進捗点検の報告書の130ページに書かせていただいております施策の概要の部分につきましては、基本的には整備計画に書かれているものそのままが入っております。この64ページの堤防強化の実施の部分から65ページの堤防強化の区間一覧に当たる部分までが、この施策の概要で書かせていただいているものでございまして、この130ページの施策の概要に対して、先ほど中込からご説明をさせていただきました観点と指標というのが、この130ページの下の方に4つほど挙げさせていただいているところでございます。つまりは、

この130ページの施策の概要の方に書かせていただいている内容が整備計画のやるべき事、実施することですね。

これに対して130ページの下の方の観点と指標で書かせていただいているところが、それに対する点検の考え方になっております。点検の考え方のところを少し見ていただきますと、観点と指標ということで、この堤防の強化の進捗点検については、堤防の強化対策がどれくらい進捗しているかという実施状況で、その進捗点検を見ましょうというふうに書かせていただいております。

そして、その観点をどういう指標で見ていくのかというのが、その下に4つ並べております指標に当たる部分でございます。1つがハイウォーター以下の浸透、侵食対策の実施内容延長、次が堤防天端以下の侵食対策の実施内容・延長ということで4つの指標が並んでおります。

進捗点検の方を1ページ捲っていただきまして、131ページを見ていただきますと、先ほどの指標について具体的に定量的な数字を用いて、どうなっているのかというのを、その次のページ以降で示させていただいているところでございます。131ページの例えば一番上の部分でございますが、4つある指標のうちの1つ目の指標、ハイウォーター以下の浸透、そして侵食対策の実施内容・延長について整備計画の策定時点からどの程度、今進捗がなされているかというのが文章、そして下のグラフの方で示させていただいている形になっております。

そして、この定量的な数字に対して右の方に点検結果というふうに書かせていただいております。具体的に文章の方を書かせていただいておりますが、この定量的なデータが点検の我々としての評価としてどうなっているのかというのを書かせていただいているところがこちらでございます。例えばハイウォーター以下の浸透、侵食対策につきましては、優先整備区間の整備がほぼ完了するなど、堤防の強化対策は着実に実施している。これは左の進捗状況のところのグラフから読めるところでございます。

そして、その下に書かれておりますのが、今後の展望でございます。今後につきましては緊急整備区間、つまり次の区間について平成31年度をめどに完成できるようにしっかりと整備の促進に努めていきますというふうな形で点検の結果が書かれていたところがございます。

このような形で、おのおのの指標について定量的なデータを示させていただいた上で、それらに対する目標までの進捗の割合からしたときの進捗の状況の評価を点検結果の方に

書かせていただいているような形で、おのこの指標すべてこの施策の点検項目に沿って、このような形に明記されているという形になっております。

近畿地方整備局（河川部 河川調査官 中込）

すみません、少しだけ補足をさせていただきますと、先ほど私の説明の中で言いそびれてしまったのですが、今回の報告書は同じフォーマットで全部まとめております。それから、今、堤防強化の説明をさせていただきますが、これについては指標として3つのグラフを整理しているような状況です。数値で整理すべきとの観点でこのようにまとめてみましたが、実際に説明するときは、これだけでは全然足りないとも思っておりまして、統一フォーマットにするということは、全体を横並びできる反面、大事な部分を表現しづらくなるという面もあるということだと思っています。堤防強化については、延長がどれだけ伸びたということも大事ですが、実際に知りたい、知ってもらいたいところは具体的に、淀川本川、宇治川、桂川、木津川のうち本当にピンポイントでどこで工事を進めて強化されたのか、どこが残っているかということが多分一番大事なところになるのではないかと考えています。項目の説明では単にフォーマットどおりに説明するのではなく、今言ったような資料もうけて補足しながら説明していきたいと考えています。

今日用意はしてきませんでした。次回以降で堤防強化の実施について説明する際には、この報告書の該当ページを単に説明するのではなくて、写真あるいは地図等々を用いた形で説明をさせていただきたいと思っています。

全項目について、今の話のように資料をつくりこんでいくと、かなりの作業ボリュームになります。また、統一的に整理をしていくという観点では、報告書は現時点ではこういう形にならざるを得なかったというのが今の状況であります。ここも何かいい案があったら改善していきたいと考えていますので、是非ご意見などをいただければ幸いです。

中谷委員長

説明ありがとうございました。ただ、今お話がありましたけども、この堤防強化などは数値化できるので、多分一番シンプルな部分を説明いただいたんかなと思います。報告書の10ページ、河川レンジャーさんに委員として入っていただけてますけども、例えばレンジャーさんの人数でどうこうするもんでなくて、いろいろ活動いただいて、その地域がどういうふうになってきたかということまでを何かしら考えてみるというのが本来の成果がどうやというところやと思うのですが。例えば、レンジャーさんにいていただけてますけども、多分今日この全部の分をどうこうということはなかなか難しいと思いますし、分

厚い3冊、何か時節柄、学校で言えば夏休みの宿題を渡されたような、夏の友みたいな感じになるんですけど、それはそれでしっかりと目を通すとして。

今も申し上げたように、例えば10ページあたりのソフト対策的なところの分をどう評価するとか、その辺がなかなか難しいのかなというふうに思いますし、そういう点で何かご意見がありましたら出していただければいいと思うんですが。

須川委員

初めてですので。地域委員会という名称にかかわる意見を述べます。ローカルに多くの地域のいろいろな課題をみなさまさまざまな分野でかかわっておられます。、防災対策であっても、環境といろいろとかかわってきます。水産関係の方もおられますが、さまざまな地域の課題とかかわっておられます。

項目別に検討しようとして課題を挙げられることはわかるんですが、それぞれの河川のこの地域だったらこういう問題があるんだという整理、それは全部がさまざまな問題にかかわっていると思うんですが、そういう視点で見ることができる仕掛けがあるとわかりやすいと思います。説明される順番としては、こういう方法しかないかなとも思うんですが、地域でそれぞれの課題を感覚として持っておられる方から意見を出す場合は、やっぱりどの河川のどこの場所とといった切り口の感じがもっと必要なんじゃないかと思います。

私は環境面から近畿地方整備局の多くの河川をみてきました。、科河川では0.2キロ毎にちゃんと標柱があって、場所表示ができます。そういうしかけがとても重要だと思います。いろんな川を見てきましたけど、標柱の維持にすごいさんな事務所もあれば、ちょっと住民の方にもわかるような形で位置表示されているような工夫をしておられる方もあります。その場所ではこういう問題が課題としてあるんですと、ちゃんと地域ごとに、事業と整備計画がつながる形で認識できることが、この委員会のあり方としても重要なんじゃないかと思います。

中谷委員長

はい、ありがとうございました。

まさに地域委員会というところでは、今もお話があったような個々具体のところではどんな課題があって、それがこういう点検でどう解決に向けて動いているのかなというのが、それは非常にわかりやすいことやと思いますので。ただ、それをやろうとすると、このフォーマットあり、また別バージョンの川毎にできていきますので、そこは、またちょっと進む中で工夫をしてということが大事。ただ、どの川も一連ずっとということではなしに、

例えば堤防強化に代表されるような場所とか、何か特徴のあるところがあるのかなというふうに思うので、そういう観点で、ある部分をピックアップしてできることもあるかなというふうに思います。

他の委員の皆様方、どうでしょうか。平山委員、どうぞ。

平山委員

ご説明をありがとうございます。この色のついているところを中心に議論していくということについては全く異論はありません。ただ、2つ教えていただきたいことがあります。

1点目は、この分類で4つに分けられていますが、この4つの分け方は2種類のことが混ざっているように思います。2種類というのは、と で、 は進捗について言っているのに対して、 は大きな影響を及ぼすかどうかということです。それを踏まえて分類結果をざっと見ますと、 が多いように思います。これは、 でもあり でもある、 でもあり でもあるということがあり得るのではと思います。

私たちが知りたいのは、どこを中心に議論を深めていくか、例えば、滞っている事業を正直に教えていただきたいです。隠されているということではないんですが、これだけ数ある中でどこを中心にやっていくかということになると、 でもあり でもあるというところを、もし出せるのであれば教えていただきたいです。

2点目は、点検の進め方として、河川管理者の方々がこれでいいのかと思うところがあるということでしたが、その部分をできるだけ教えていただきたいです。どういうところに私たちが物を言ったら役に立つのか、どういうところに意見が欲しい、ということをお私たちの方で絞り切るのは難しいと思いますので、それを教えていただいた上で、その辺を中心に意見を述べていく、というのが効率的じゃないかというふうに思います。

以上です。

中谷委員長

どうぞ。

近畿地方整備局（河川部 河川調査官 中込）

この分類の整理についても悩んだところで、当初は先ほどの資料 - 4.5 の選定にあたっての4つの観点を踏まえて、色がかかっているところだけに番号を振っていました。この形で事前に各委員の方々に資料説明させていただいた際、この会議の中で選んでほしいという話であるならば、全ての項目について ~ のどれに当たるのかを示してもらいたいとの話があり、現在の整理にしました。分類するに当たっては、平山委員がおっしゃられ

るように、 のみならず 、 など複数該当するといった話がたくさんありましたので、この部分は参考ということで割り切り、主に該当するであろうというものを記載することとしました。

経緯は以上のとおりですが、先ほど「及び」に当たるようなものについて」はとの話がございましたので、ここをもう一回整理させていただき、お示させていただき、それを踏まえてご意見をいただくということで対応させていただきたいと思っております。

また、議論がなかなか絞り込めないのではないかという話につきましては、これも悩みの一つでございます。進め方としては、1項目ずつに説明させていただきますが、その中で「こういう点をこういう観点で進めてきましたけども、こういう点についてご議論いただきたい」といったように、何を議論すべきかといった点を出来る限り明確にするような説明をしていきたいと思っております。どこまでうまくできるかという、正直不安なところもありますが、今の話も踏まえながら説明等々を行っていきたいと考えています。

中谷委員長

はい、ありがとうございました。今の段階ではということによろしいですかね。

平山委員

はい。

中谷委員長

他の委員の皆様方、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

上田豪委員

上田です。今この茶色の色のついたところについて議論するという話でありましたが、最初の説明では、色のついたところについて説明するが、議論は、川と人をつなぐ、つながり全体ですということと再確認しておいていいですね。

近畿地方整備局（河川部 河川調査官 中込）

はい。

上田豪委員

これだけというわけには、平山委員はそういうような言い方をされたけども、それではちょっと一部になってしまうと思います。

近畿地方整備局（河川部 河川調査官 中込）

はい、間違いありません。

上田豪委員

わかりました。

それと、治水、利水、環境、人の利活用、こういうことについて、それぞれの項目のところに挙がっているけども、他のこととも重複して事業はやっているよという話があったと思います。例えば、水陸移行帯がなくなっているという問題について、その面積を出せというようなことも一つの指標やと思うんですけども、これを見ていったら、よく似たところが2つ、3つあるんですけど、そういう意味では議論の途中で、こういう形で出していたら次回はわかりやすいですね、これは宿題みたいになって嫌なんですけど、そうすると非常に分かり易いと思います。

私は中流域におるんですが、水が湛水してしまっている、澁筋が決まってしまって固定化されている、水陸移行帯がない、これが外来種問題も含めて河川環境に非常に影響を及ぼしていると。そうすると、河川環境の回復に関しては、水陸移行帯が増えたら、その面積を見れば例えば非常に一目瞭然で市民の皆さんにわかりやすいだろうと。そこに水位の上がり下がりのファクターを加えると、もう一つよくわかると思います。水位が上がって行って下がっていく回数が今まではこんなんでと。要は整備後の移行帯の面積はこれくらいの量になりました、ボリュームになりましたとか、こういう数値が必要なのかなと思うんですね。ここにいてるのは専門家じゃないので、一応そういうことになってますんで、そういう議論にはなかなかならないかもわかりませんが、できたら指標についてところどころで見直せることも可ということであれば議論しやすいかなとは思ってます。資料では読み切れない部分があります。

近畿地方整備局（河川部 河川調査官 中込）

まず、今のお話については、簡単にすぐにまとめられるようなものについてはすぐに対応していきたいと思っております。ただし、水陸移行帯の面積変化を把握しようとするにあいまいな水陸移行帯を例えば「年に 日は水に浸かって、 日は陸になる」など定義づけをした上にそれを毎年測る必要が出てくる。本当に必要であればそのような調査を今後行うということにすれば良いと思っておりますが、そうすると、次までの宿題ではなく、今後の課題との整理になってくると思います。繰り返しになりますが、すぐできるもの、もう既に整理がされているものについては、次の委員会でお示しするという形でやっていきたいと思っておりますが、すぐにできないもの、整理できていないものもありますので、そのうち点検のために調査、整理をしていくべきとの話になれば、次の点検に生かしていく

という方向で考えたいと思っています。このような議論を進めていくと、多分、点検の観点であるとか指標であるとか、こういうところも随時変わっていくのではないかと考えています。

我々としても今回設定している観点や指標が百点満点かというところとは言いえないと思っています。もう少しこういうような観点を入れた方がいいのではないかと、あるいは逆な視点で、効率性も考えるべきとの観点から、項目の絞り込みを行うべきというような議論などもあると思います。まさに、そういう議論をこの委員会の中で行っていただき、いただいたご意見についてすぐにできるもの、時間がかかるものなどの整理を行いすぐに対応し、少し時間がかかるものについては、次の点検のときまでに整理をしていくというようなことで進めていきたいと考えています。

中谷委員長

はい、ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

事務局の方、時間はどうですか。もう予定の5時になってしまったんですが。

近畿地方整備局（河川部 河川調査官 中込）

皆様のご都合もあると思いますので、会場の方は何ら問題はないのですが、一応2時間ぐらいをとということを念頭に置いています。

中谷委員長

というようなところで時間も押しているというところではありますが、他の委員の皆様方、ご意見等いかがでしょうか。

今もお話がありましたように、見せてもらって、はい、これというふうにはなかなかないと思いますし、やっぱりいろいろ現実的に今の水陸移行帯の話でも、やはり川によって、またどんだけの幅やということも当然違って来るのかなという気もしますし、まさにそういうところで、この川のこの地域ならこういうとこやでということが地域委員の役割でもあるのかなというふうにも思いますし、そういうところで、今日はスタートラインですけども、配られた資料等に目を通しながら、また、この点についてはこうやと、それぞれの委員の皆様の専門のお立場で、また考えていただいて、随時そういうことを提案しながら、またより効率的であり、なおかつすっきりと効果がわかる点検というところを目指していこうというところがあると思います。

委員の皆様、他に。どうぞ。

上田耕二委員

21、22も議論の対象という理解でいいんですかね。

中谷委員長

それは、そういうことでよろしいですね。

近畿地方整備局（河川部 河川調査官 中込）

対象ではありますが、23年度の進捗点検の報告書には21、22の内容も、加味した形で整備をしています。説明も21年度をまず説明しその後、22年度、23年度と続けるような進め方は考えておらず、施策毎に21年度から23年度でこのように進んでいますというような説明をさせていただきたいと思っています。従って委員の皆さんの確認の効率性から23年度を中心に見ていただくのが良いのではないかと考えています。ただし、繰り返しになりますが、進捗点検への意見は、あくまで、21、22、23、毎年の報告書が対象となります。

中谷委員長

委員の皆様、どうですか。

はい、どうぞ。

平山委員

1点だけ確認させてください。この委員会全3回が終わった後のとりまとめ(アウトプット)は、どの様にイメージしておいたらいいでしょうか。

近畿地方整備局（河川部 河川調査官 中込）

委員会ではこのような議論の場の中で、さまざまなご意見を述べていただきたいと思います。それらのご意見を一字一句全部まとめるというのは、逆にわかりづらかったりすることもあるかと思っております。各委員の言われた意見について事務局でとりまとめ、各委員に確認していただいた上で公表するということがかかっているかと思っています。

中谷委員長

よろしいですか。

平山委員

はい。

中谷委員長

ありがとうございました。そしたら委員の皆さん。

上田豪委員

何度もすみせん。早速次のときに人と川とのつながりのところが議題になると思うんですけども、その指標なんですけど、今後、河川管理全体を行政に依存してきたところから

脱却しながら、市民が積極的に参画して、自分たちの地域という意識で愛着を持ちながらまちづくりを進めていくと。その一つの材料が川やと、逆に行政全般の大きな協働という視点から見たらそういうことやと思うんです。そういう意味では、川とのつながりは、どれだけそこに人が行ったかということだけじゃなしに、その川づくりにどれだけ市民が参加したかということが一つの指標になると思います。

そうすると、整備の事前のワークショップ等々をされていると思うんですけども、その回数、それから、どれだけの人が来て議論したかとか、こういうことが非常に大事なんですね。川のファンをふやしても、川を変えるところに市民が参加しなかったら、それはただ単に、その部局の一つの指標がふえるだけのことです。河川法の趣旨から言うたら、川づくりにどこまで市民参加するんやということが大切で、現実の現場で流域委員会がこの整備計画を作るについていろいろ意見を述べたりしたが、それは計画の段階のことですけども、そこから後にも、整備の段階で実施設計とか、あるいは変更段階とか、そんなところに、あるいは桂川でもやっているようなワークショップをどういう具合に協働でやったのかということが、やはり一つの指標になると思います。そういう意味では、全国的な河川整備計画に対する注目の中で、淀川やからこそという形で、そんなことを表す数字が出ればありがたいかなと考える。

それは今後の川を整備するときにも、ワークショップをしていこうとかいうことにも繋がっていったりしますし、また、そのことが市民が維持管理に参画してくるということ、協働に繋がってくるという意味で、ぜひ指標に入れていただけるとありがたいなというのが意見です。

以上です。

中谷委員長

はい、ありがとうございます。

どうぞ。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 広域水管理官 中村）

実は、今日午前中桂川のところで外来種の関係でNPOの方と見学に行ったんです。嵐山の渡月橋のところで、やはり外来種の水草がよく繁茂していて、それをどうするか、市民参加という話をして、NPOの方と今日お昼を一緒にしながら話をしましたが、やはり今言われるように人を何人集めるかというのは非常に大変ですし、例えばこの10ページで、河川愛護活動の実施回数と書いてあります。恐らく、上田さんが言われているのは、

これにもっと人数をと。そういう意味でどれくらいの人が本当に参加してもらっているのかというようなことをなるべくデータがあれば出すというような、そんなことでよろしいでしょうか。

上田豪委員

いえ、川のイベントでどれだけ来たかじゃなしに。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 広域水管理官 中村）

それはもちろん。

上田豪委員

そういうワークショップとか、川づくりの議論の場に、意見を言う場に市民参画した、市民の意見が計画なり工事に反映されるという視点で、一つ指標がないかと、こういう意味なんですか。だから、そこにたくさん行って、外来種の問題で川の今の現状の課題について勉強したというのは大きな意味で大切なんですけども、もっと整備に関係するところも一つの指標と違うかなと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 広域水管理官 中村）

例えば汗をかいて、河川愛護でゴミ拾いのときに昔でしたらこれぐらい出てて、今はこれぐらいに増えてるとか、川毎によって違うと思いますが、色々な意味でこの市民参加が出てるグラフなんかがあればいいということでしょうか。

上田豪委員

そういう意味だけじゃなしに、それはそれで挙げてもらったらいと思うんです。

近畿地方整備局（河川部 河川調査官 中込）

それでは、私の方から。

まず1点は、回数の扱いについてです。これも悩んだところなのですが、点検の観点からするときと回数だけの話ではないと思ってます。レンジャーの数の話だけではなく、市民が参加したワークショップがどのように有効に開催されたかということが大事なのではないかと思っています。できる限り数値化するという事で回数、人数の話になりますが、そのように整理するといきなり点検が矮小化してしまう。ここは、本当に悩みどころです。もう少し言うと、本当はイベントを何回行ったかということではなく、ワークショップに参加していたかということが大事。さらにワークショップの参加人数ではなく、ワークショップの中でどのような議論がなされているのか、多分そういうところが本当に大事なところになってきて、そういうところをしっかりと説明してその施策が有効か否かと

いったことを議論するのが本当の点検ではないかというように理解してます。今の話をうまく整理するのはなかなか難しいことですが、今の話も踏まえながら、人と川とのつながりの説明で、レンジャーの話や住民団体との交流、環境教育の実施などの説明をしていきます。

上田豪委員

お願いします。

最後に一言、言っておきますけども、いろんな指標を整備してくれということやなしに、市民、住民に決定権限がどれだけ配分されたかということが非常に市民参加として大事なことです。そうすると、ワークショップに出たというのが、議論が少なくても多くても、整備局としてそれだけの人を呼び込む努力をしたという指標につながると思うんですね。それは、特に中下流域では公園の整備のワークショップではないですけど、意見聴取会があったんですけど、そういうのも一つの指標かなと思うんですね。実際の整備に当たって、ここで人をこれだけ呼んだということだけじゃなしに、あるいは三島江のところで、細かい話になりますが、市民参加してここをどう変えていこうかという話を進めていますが、そこに、どんだけの人が、何回議論に参加してくれたかと、こんなことは非常に大事な話かなと思うんです。何人来てくれたかというのは、そこにいてるレンジャーとかNPOのどんだけの力量があったかということで終わってしまう場合もあるし、ファンがほんまに増えていって、川が変わっていくのにつながる場合もあるし、両方あると思うんですね。だから、そのおいしいところをちょっと出していただけたらありがたいなと。

それは指標ができなかったら事例でもいいですから、出していただくということが大事です。でないと、ただの白書に終わってしまうと思いますんで、よろしくをお願いします。

中谷委員長

貴重な意見ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

そしたら、ちょっと時間も押してますんで、また委員の皆さんのご意見がありましたら、その都度、気がつけば管理者さんあてに出させてもらうということによろしいですよ。

近畿地方整備局（河川部 河川調査官 中込）

はい。

中谷委員長

私から、ちょっと2点、お願いがあります。

先ほど堤防強化のところの説明していただいたときに、比較的わかりよく、いつごろまでにどうするかということがありました。例えば、いわゆるハード整備の部分について、その代表的な治水対策なりでは、やはりP D C Aのサイクルの中ではいつまでにやるかということも大事かと思いますので、できる限り、この取り組みについてはいつごろをめぐりにやっているかという、そういうところもあわせていただくのがいいのかなという点が1点です。

あともう1点は、皆さん、地域それぞれ出ているんですが、事務局の方に余り負担をかけない範囲で、できたら水系の中でポイントとなる所をちょっと見学に行くような機会を設けてもらえればいいのかというふうに思いますし、いつまでにということではありませんけども、理解を一層深めるためにもそういう機会があればありがたいかなというふうに思いますので、ちょっとご検討をください。

#### 4. 一般傍聴者からの意見聴取

中谷委員長

そうしましたら時間も押してますので、一般傍聴の方からの意見もお伺いするという事になっておりますので、時間の都合もあり、お二方ぐらいから二、三分の範囲内でお伺いしたいと思います。

傍聴にお見えの方の中でご発言等のご希望がありましたらどうぞ。

はい、どうぞ。

傍聴者（千代延）

千代延と申します。大分時間が押しておりますし、今日は初めてどういう議論をして、どういうふうに着地するか、なかなかよく見えてこないところへ、また委員の皆さんに要望というのはちょっとどうかと思ったんですけど、せっかくの機会ですから一言、言わせていただきます。

委員会の設置の目的は、進捗状況の点検結果について意見を述べることと、整備計画の変更原案について意見を述べるという2つになっておりますが、今日はたまたま整備計画の概要等の説明を聞かせていただいておりますので、堤防強化というところがあったんですけども、スーパー堤防、これは一時有名でしたけども事業仕分けの中では、コストが極めて高く、いつ完成するともわからない、そういうものでいいのかというのがありましたけども、そういう議論は全く関係なく、前のままのスーパー堤防という整備計画になっております。

それから、また同じ堤防強化で、堤防の破堤というのは統計上は越水による破堤が80%と言われておるのですけども、対応は浸透、侵食のところメインになっています。技術的に100%のものがないと、よく河川管理者の方は言われますけども、これから丁寧に進捗点検をやっていかれる中で、整備計画そのものが絶対であるということではありませんので、これは押しつけではありませんけども、委員の皆さんはこれからそういう作業をやっていかれる段階で、整備計画そのものについても問題があれば、ぜひ意見として出していただきたいというふうに要望いたします。

以上です。ありがとうございました。

中谷委員長

他にいかがでしょうか。

近畿地方整備局（河川部 河川調査官 中込）

今のことについて一言だけ。

中谷委員長

はい、どうぞ。

近畿地方整備局（河川部 河川調査官 中込）

何点かご意見があったと思うんですが、委員会の議論にもかかわってくると思いますが一言だけ。

まず、後段の話からいきますと、整備計画は絶対ではないというのは、まさにおっしゃるとおりでございます。今日の委員会は進捗点検にかかる意見が主になりますが、整備計画の中身について何か意見を言うことを完全に妨げるというようなことは、考えておりませんので、そういうようなにご理解いただきたいと思っています。また点検の結果、またはそれ以外の事象で整備計画の変更が必要となる場合も考えられます。このようなことを考えると、整備計画の内容についての意見を全く受け付けないというものではないと思っています。

ただし、今回の委員会は進捗点検に対する意見を主に議論していただきたいということを繰り返し述べているのは、明確にすべきという議論がありましたので、このように述べさせていただいているわけで、繰り返しになりますが整備計画について、ここの部分はおかしいなど思われる場合は発言していただいても結構だと思っています。

それから、もう1点、スーパー堤防につきましても、まず点検項目に今回入っておりますので、その中で今の状況というのをご説明させていただこうと思っております。

また、スーパー堤防の見直しの話がありましたが、「見直しというのは全部やめてしま  
うということではなくて、議論の末非常に重要な区間については進めていきましょう」と  
いうような整理になっております。個別具体の部分まで明確にまだなっていない部分も若  
干ありますが、その部分が明確になり、整備計画を変える必要があると判断した場合は、  
整備計画の変更の手続きを進めていきたいと考えています。その際には整備計画を変更す  
るときの手続きとして、学識者から意見をいただく必要があるため、また改めて流域委員  
会の方々にご意見をいただくというような流れになってくるかと思っております。

以上です。

中谷委員長

はい、ありがとうございました。

傍聴の方、これでよろしいでしょうか。無いようですから、そしたら私の進行はここま  
でとさせていただきます、事務局の方へお返しします。

#### 5. 閉会

近畿地方整備局（河川計画課 課長補佐 成宮）

本日はどうもありがとうございました。本日は十分にお時間をとらせていただけなかつ  
た関係もございますので、十分にご意見を言えなかった委員の方がいらっしゃいましたら、  
後日、事務局の方に書面でお寄せいただければ反映させていただきたいと思っておりますので、  
よろしく願いいたします。

次回の日程につきましては、また別途調整をさせていただきますので、よろしく願い  
いたします。

それでは、これをもちまして平成24年度淀川水系流域委員会・地域委員会第1回目を閉  
会いたします。ありがとうございました。

〔午後 5時21分 閉会〕